

(意見書案第29号)

消費者行政一元化と相談体制強化を求める意見書

近年、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故など製品事故が多発し、製品の安全性が大きな問題となった。昨年には一連の食品偽装表示事件が発覚し、食品の表示に関する信頼が損なわれ、食品の安全性に対する社会的不安が広がった。取引分野においても年々巧妙化する悪質商法などによる消費者トラブルなど、多種多様な消費者被害が次々と発生している。

しかしながら、このような被害の中には、国の消費者行政の体制・対応に問題があると考えられる事例も数多く起こっている。

また、本道においても、消費生活相談体制について、地方自治体の厳しい財政事情などにより消費生活相談の体制や処理能力などに地域差が生じてきている。

このような状況にあつて、消費者の安心・安全を確保するため、国が消費者行政を一元的に推進し、地方を含め、相談受け付けから助言・あっせん、紛争解決まで一貫して対応できる体制を整備することが求められている。

よって、国においては、国と地方が一体となった消費者行政の充実・強化を図るために、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 消費者行政を一元的に推進するため、窓口機能、執行、企画立案、総合調整、勧告などの権限を持った消費者庁（仮称）を早期に創設すること。また、消費者庁の創設に当たっては、消費者に身近な問題を扱う法律の移管措置を講ずること。
- 2 地方自治体の消費生活センターを法的に位置づけ、この設置を促進するとともに、その設置及び相談体制の強化に対して財政支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
消費者行政推進担当大臣

} 宛